

広島県告示第二百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成十七年広島県告示第二百四十三号	
所在地		広島県山県郡安芸太田町大字上殿、同町大字上殿栃ノ木谷、同町大字上殿青ヶ迫及び同町大字上殿女天滝地内	
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
長田川（二二九九）地区	土石流	長田川（二二九九）地区	土石流
地獄谷川（二四〇）地区	土石流	地獄谷川（二四〇）地区	土石流
奥ノ谷川（二四一）地区	土石流	奥ノ谷川（二四一）地区	土石流
御鉢谷川（二四二）地区	土石流	御鉢谷川（二四二）地区	土石流
学校谷川（二四三）地区	土石流	学校谷川（二四三）地区	土石流
唐谷川（二四四）地区	土石流		
青ヶ迫川 a（二四五 a）地区	土石流	青ヶ迫川 a（二四五 a）地区	土石流
青ヶ迫川 b（二四五 b）地区	土石流	青ヶ迫川 b（二四五 b）地区	土石流
青ヶ迫川 c（二四五 c）地区	土石流		
青ヶ迫川隣（二四五隣）地区	土石流	青ヶ迫川隣（二四五隣）地区	土石流

長田川（五六二四）地区	区 江良原谷川（二四八）地	長尾谷川（二四七）地区	杉谷川（二四六）地区
土石流	土石流	土石流	土石流
長田川（五六二四）地区	区 江良原谷川（二四八）地	長尾谷川（二四七）地区	
土石流	土石流	土石流	